

令和3年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（5月14日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
諸報告	4
会期の決定	4
議案第7号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	4
質疑	5
小沢和悦君	5
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	5
小沢和悦君	6
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	6
小沢和悦君	6
（答弁）坂本施設管理課長	6
小沢和悦君	7
（答弁）坂本施設管理課長	7
小沢和悦君	7
（答弁）坂本施設管理課長	7
小沢和悦君	8
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	8
小沢和悦君	8
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	8
小沢和悦君	9
表決	9

議案第 8 号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	9
表決	10
議案第 9 号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	10
表決	10
議案第 10 号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	11
表決	11
議案第 11 号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	12
質疑	12
小沢和悦君	12
（答弁）浅沼消防本部警防課長	12
小沢和悦君	13
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	13
小沢和悦君	13
（答弁）浅沼消防本部警防課長	13
小沢和悦君	14
表決	14
閉会	15

令和3年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和3年5月14日（金）

午後2時00分開会～午後2時42分閉会

2 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第 8号 教育委員会教育長の任命について
- 第7 議案第 9号 監査委員の選任について
- 第8 議案第10号 権利の放棄について
- 第9 議案第11号 財産の取得について

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第 8号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第7 議案第 9号 監査委員の選任について
- 日程第8 議案第10号 権利の放棄について
- 日程第9 議案第11号 財産の取得について

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 相澤孝弘君 | 2番 | 佐藤仁一郎君 |
| 3番 | 富田文志君 | 4番 | 山田和明君 |
| 5番 | 小沢和悦君 | 6番 | 中山哲君 |
| 7番 | 福田弘君 | 8番 | 早坂忠幸君 |
| 9番 | 三浦英典君 | 10番 | 米木正二君 |
| 11番 | 後藤洋一君 | 12番 | 久勉君 |
| 13番 | 大橋昭太郎君 | 14番 | 吉田眞悦君 |
| 15番 | 平吹俊雄君 | | |

5 欠席議員（なし）

6 説明員

管理者 伊藤康志君

副管理者 猪股洋文君

副 管 理 者 早 坂 利 悦 君
 副 管 理 者 相 澤 清 一 君
 事 務 局 長 兼 藤 島 善 光 君
 總 務 課 長
 施 設 整 備 課 長 佐 藤 忠 房 君
 消 防 本 部 小 山 年 秋 君
 消 防 部 長
 消 防 本 部 板 垣 英 明 君
 總 務 課 長
 教 育 次 長 兼 遊 佐 徹 君
 總 務 課 長

副 管 理 者 遠 藤 积 雄 君
 副 管 理 者 金 森 正 彦 君
 參 事 兼 柴 岡 雄 司 君
 業 務 課 長
 施 設 管 理 課 長 坂 本 徹 君
 消 防 本 部 櫻 井 俊 文 君
 消 防 本 部 淺 沼 卓 也 君
 消 防 警 防 課 長

7 議 会 事 務 局 出 席 職 員

事 務 局 長 安 倍 潔 君
 主 查 遠 藤 美 紀 君

次 兼 議 事 係 長 柳 川 敦 君
 總 務 課 長
 人 事 厚 生 係 長 柳 川 利 恵 君

会 議 の 経 過

開 会

午後2時00分

○議長（相澤孝弘君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和3年第2回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（相澤孝弘君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 議席の指定」

○議長（相澤孝弘君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る4月16日に開催されました加美町議会第3回臨時会において、早坂忠幸議長、三浦英典議員、米木正二議員が当組合議会議員に選出されました。誠におめでとうございます。

皆様方には、当組規約第5条の規定により、当組合議会議員に御就任されました。よって議会会議規則第4条の規定により、私から議席の指定を行います。早坂忠幸議員8番、三浦英典議員9番、米木正二議員10番に指定いたします。

なお、皆様方からはあらかじめ御挨拶をいただいておりますことから、本会議での挨拶は割愛をさせていただきます。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議長のお許しをいただきましたので、この機会に執行部を代表し、私からもお喜びを申し上げさせていただきます。

去る4月16日に開催されました加美町議会第3回臨時会において、当組合議会議員に、早坂忠幸議長、三浦英典議員、米木正二議員が選出されましたことに対し、心からお祝いを申し上げ、就任のお喜びを申し上げます。

今般選出されました議員の皆様には、大崎広域圏の振興発展のために一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御就任のお祝いとさせていただきます。誠におめでとうございます。

「日程第2 会議録署名議員の指名」

○議長（相澤孝弘君） 日程第2、本日の会議録署名議員を指名いたします。5番小沢和悦議員、10番米木正二議員のお二人にお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第3 諸報告」

○議長（相澤孝弘君） 日程第3 諸報告を行います。

議会運営委員会の人事について御報告申し上げます。

組合議会委員会条例第4条の規定により、4月26日付で加美町議会選出の早坂忠幸議員を組合議会議長の指名により議会運営委員に選任いたしました。また、5月12日に開催されました議会運営委員会におきまして、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により互選を行い、早坂忠幸委員が議会運営副委員長に選出されましたことを御報告申し上げます。

「日程第4 会期の決定」

○議長（相澤孝弘君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第5 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（相澤孝弘君） 日程第5 議案第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第7号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和3年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

お手元の議案書の1ページをお開き願います。

令和2年度大崎地域広域行政事務組合議会一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ910万5,000円を増額し、予算総額を131億1,932万4,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、2ページに掲載のとおりであります。

次に、令和2年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金は、衛生費国庫補助金で、農林業系廃棄物処理加速化事業費補助金について、農林業系廃棄物の焼却処理に関わる事業費が確定したため134万6,000円を減額補正するものであります。

5款1項財産運用収入は、財政調整基金利子収入及び大崎ふるさとづくり基金利子収入を合わせて19万1,000円増額補正するものであります。

5款2項財産売払収入は、有価証券売払収入で2件の証券を売却したことによる収益として1,026万円増額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

2款1項総務管理費は、財政調整基金費で、歳入補正予算で説明いたしました財政調整基金利子収入及び有価証券売払収入の増額により、財政調整基金預金利子等積立金を587万3,000円増額補正するものであります。

4項市町振興費は、自治振興費で、各構成市町の助成事業費の確定に伴い39万1,000円の減額補正、大崎ふるさとづくり基金費は、歳入補正予算で説明いたしました大崎ふるさとづくり基金（通常分）の利子収入及び有価証券売払収入の増額により、大崎ふるさとづくり基金（通常分）へ積立てするものとし、大崎ふるさとづくり基金（拠点分）の利子収入の増額と自治振興費減額分の積み戻しを大崎ふるさとづくり基金（拠点分）へ積立てするものとして、合わせて668万5,000円増額補正するものであります。

4款3項清掃費は、農林業系廃棄物処理事業費で、各処理施設で実施していた農林業系廃棄物の焼却処理に関わる事業費が確定したため、需用費、委託料、使用料及び賃貸料を合計して306万2,000円減額補正するものであります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ910万5,000円を増額し、令和2年度の予算総額は131億1,932万4,000円となりました。

以上、議案第7号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 議案第7号につきまして、若干質疑をさせていただきます。

初めに、歳出、2款総務費、4項1目18節の負担金、補助及び交付金、市町助成金であります。39万1,000円の理由について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

この39万1,000円につきましては、市町に対して広域から、ふるさとづくり基金の果実を利用して補助を出している分と、事業の執行残の精算があったということの減額でございます。

ます。同じように、3月議会でも大崎市分と色麻町の分の減額ということがあったのですけれども、当該涌谷町の事業につきましては、これは涌谷町の事業でございまして、3月30日までの実績報告の期限ということで、補正には間に合わなかったということで、今回の補正に至ったというところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 大崎市が300万円、4つの町がそれぞれ200万円というのがこの市町助成金であります。涌谷町の分がほとんどというふうに、今回はね、伺っておるのであります。大分すばらしい事業をやったようですが、どんな事業でしたっけね。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

今回の涌谷町につきましては、6つの事業を実施してございまして、1つは、涌谷町の観光パンフレット作成、あとはブランド米「金のいぶき」5周年インスタグラムキャンペーン、涌谷町みちのくGOLD浪漫という事業でございまして、日本遺産みちのくGOLD浪漫フォトブック事業というところ、最後に、涌谷町黄金大使安野希世乃さんプロデュースの日本酒醸造事業とのお披露目会というところで、こちらの日本酒事業につきましては、河北新報や大崎タイムスにも紹介されておりました。以上6つの事業でございまして。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） いずれそういうすばらしい事業をやったのだけれども、残ったので、この分減額するということなのですね。

それぞれの市町で非常に有効に活用されているということでございますので、これは足りない分を補正するのとは違って、減らしたわけですが、十分に使ってもらったほうがよかったのかなと思っております。

次に、歳出、4款の衛生費、3項3目の農林業系廃棄物処理事業費306万2,000円の減額について、その理由をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

農林業系汚染廃棄物の焼却処理については、環境省の補助事業である農林業系廃棄物の処理加速化事業にて実施しております。令和2年度については、令和3年3月19日に事業が完了し、補助事業費が確定したことから、事業費確定に伴う減額補正を行うものであります。

主な減額の理由については、処理日数が少なくなったことにより、その期間の焼却処理に関する経費が不用になったことによるものであります。

また、処理日数が少なくなった理由については、当初は令和3年3月31日まで焼却処理を行うこととしておりましたが、補助事業の実績報告期限の関係から、令和3年3月19日に焼却処理を終了したことや、クリーンセンターの定期修繕に伴う休炉により、ごみピットが満杯となり、農林業系汚染廃棄物を適正に投入することが困難となったことから、その期間の焼却

処理を中止したことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、処理日数が少なかったということが、その理由ということのようでございます。

そこでお聞きするのでありますが、当初予算は7,241万1,000円でございます。今回の専決処分補正によりまして、最終的には5,512万6,000円となったのでありますが、これは当初予算の76%となります。金額にしますと1,728万5,000円減となると思うのですね。

400ベクレル超8,000ベクレル以下の1市2町の3,597トン約7年間で焼却処理するという期間は、令和2年度の実績からすると、約7年間ではなくて10年ぐらいかかるという計算になるのでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

予算ベースでは76%ということでございますが、処理ベースでの御説明をさせていただきたいと思っております。令和2年度の農林業系汚染廃棄物の処理については、年度当初に計画した数量が454.8トン、これに対して実際に処理した数量については428.46トンになることから、計画数量に対する実績数量の割合は94.2%となり、ほぼ計画どおりに処理することができたものと捉えております。

令和2年度末での焼却対象となる農林業系汚染廃棄物の数量については、1市2町の保管量のうち、焼却予定数量の3,590トンから、令和2年度に処理した数量の428.46トン減じた3,161.54トンとなっております。

また、令和3年度の計画処理量については512.59トンでありますことから、今後も令和2年度と同様の処理が見込まれることや、令和2年度末の焼却対象となる農林業系汚染廃棄物の数量である3,161.54トンを令和3年度計画処理量の512.59トンで除した年数が約6年であることから、現時点では処理完了が7年間の計画に変更はないものと捉えております。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、予算ベースから言うとマイナス24%ですが、量的には約6%の減だということですね。そうですか。すると、予算的には今後ともこういった傾向で続くということになるのでしょうか。そうですか。

○議長（相澤孝弘君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） お答えいたします。

令和3年度の当初予算につきましては、令和2年度の内容を精査しまして計上しております。

ということで、傾向としては同じような傾向になるものと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 次に、減額の財源内訳について伺いたいと思います。減額となる306万2,000円のうち、国庫支出金の欄が134万6,000円の減で、これは農林業系廃棄物処理加速化事業費補助金の減で、国庫に返すということになるのでありますが、一般財源の171万6,000円の減額につきましては、これを今回の補正予算の説明に関する説明資料を見ますと、財政調整基金に入れるようになっておるようでございます。

このお金の出どころなのでございますが、東日本大震災で被害を被った各市町村に対する震災復興特別交付税、これを財源にして、それぞれの構成市町で、今回処理を予定しておったところに対する市や町からの負担金という性格だと思いますが、だとすれば、財調に入れるということは、いわゆるその特別交付税の目的からしますと、何に使ってもいい金となると思うのですよね、財調に入れるというのは。これはそれぞれの市や町に返すのが本来なのではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

議員おただしのことにつきましては、基本的にはそうだと思うのですが、ただ御承知のように、震災復興特交の特性上、過年度精算ということになってございます。現に、令和元年度までの分、試験焼却をやっておりましたので、令和元年度までの分につきましては、令和2年度の3月議会、ついせんだってなのでございますけれども、3月議会の中で過年度分の精算をさせていただいたというところでございます。

ちなみに、その部分につきましては、該当しておりましたのが大崎市分ということで205万9,000円ほど、その過年度分を精算しているというところ。ですから、例えば100万円もらうところを、実際80万円しかかからなかったので、20万円余計もらったので、その分20万円はもらわないで80万円だけをもらいましたよというような精算をさせていただいているというところでございます。

それで、令和3年度の際には、議員おただしのように、この321万6,000円ほど、これが令和3年度の中で精算という形になってまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、今回の補正予算専決で、一方の国からの農林業系廃棄物処理加速化事業補助金については国庫に戻すと。それから、今回の171万6,000円の減額について、本来は構成市町に返すべきところではあるが、財政調整基金に一旦入れて、後年度精算をするということなのですね。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

議員おただしのおりでございます。

- 議長（相澤孝弘君） 小沢議員。
- 5番（小沢和悦君） 私は、これは頂いたやつだから自由に使っていい金と間違っているのじゃないかなということで質疑をさせていただきました。分かりましたので終わります。ありがとうございました。
- 議長（相澤孝弘君） 以上で通告による質疑は終わりました。
ほかに質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。
討論がなければ、採決いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。
これから議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第7号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

「日程第6 議案第8号 教育委員会教育長の任命について」

- 議長（相澤孝弘君） 日程第6 議案第8号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。
管理者から提案理由の説明を求めます。
伊藤管理者。
- 管理者（伊藤康志君） 議案第8号教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。
本組合教育委員会教育長に熊野充利氏を最適任者と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
以上、議案第8号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。
- 議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号教育委員会教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

「日程第7 議案第9号 監査委員の選任について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第7 議案第9号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番米木正二議員の退場を求めます。

〔10番米木正二君 退場〕

○議長（相澤孝弘君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第9号監査委員の選任について御説明申し上げます。

本組合監査委員に米木正二氏を最適者と認め選任いたしたく、地方自治法第196号第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第9号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

米木正二議員の入場を求めます。

〔10番米木正二君 入場〕

「日程第8 議案第10号 権利の放棄について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第8 議案第10号権利の放棄についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第10号権利の放棄について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

令和2年3月に株式会社星栄商店に、燃やせるごみ指定袋1箱を販売いたしましたが、破産法第16条第1項の規定により、令和2年4月9日に破産申立てが行われ、売掛金代金7,240円が未収金となったものであります。

仙台地方裁判所において開催された破産手続開始に伴う財産状況報告集會にこれまで3回出席し、令和3年3月4日に開催された第3回財産状況報告集會において、破産管財人より、配当に関する見通しと今後の方針について説明があり、財団債権や優先的破産債権が相当額あり、不動産の換価を踏まえても、一般破産債権への配当の見通しはないとの報告がありました。

このことから、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、指定ごみ袋売払料7,240円の債権を放棄するものであります。

以上、議案第10号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

「日程第9 議案第11号 財産の取得について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第9 議案第11号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第11号財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本議案は、水槽付消防ポンプ自動車の購入について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回整備する車両は、加美消防署に配備している水槽付消防ポンプ自動車を更新するもので、1. 5トン以上の水槽を有し、四輪駆動の走破性を確保するとともに、切断性能の高いチェーンソーなどを備えております。また、緊急消防援助隊の消火隊に登録し、大崎圏域はもとより、大規模災害時には県外においても広域的に活動する車両であります。

入札方式は、令和3年度大崎市入札参加資格登録業者のうち、消防自動車の製作が可能な6者を対象とした指名競争入札を採用し、令和3年4月15日に入札を行ったところ、いずれも予定価格に達せず落札者がいなかったため、仕様の変更により4月23日に再度入札を行った結果、日本機械工業株式会社仙台営業所を落札者と決定し、契約の相手方として4月26日に物品売買契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第11号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 事前に関係資料を頂きまして、ただいま管理者から詳しい説明がございました。6者による指名入札で契約先を決め、仮契約をなされたようでございますが、多額の公金を活用して、圏域住民の生命、財産を守る大事な仕事に携わる消防車両でございますので、まず入札に当たって心がけたことがございましたら、初めにお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

議員には、昨年6月の臨時議会におきまして、予定価格が算出の基礎となります設計価格の算定に当たりまして、いろいろとおたただしいいただきました。このことも踏まえまして、これまでと同様になお留意しながら、設計価格の算定に心がけてまいりました。

今回の仕様書について、まず直近に購入いたしました平成29年の志田タンク車をベースに設計いたしまして、まず消防ポンプ自動車の入札実績のあります5者に参考見積りを依頼いたしまして、3者から回答を得ました。その参考見積り価格と志田タンク車との購入価格の開き

が大きかったことから、県内外の消防本部の実績価格を調査を実施させていただきました。県内の全消防本部、10消防本部と県外の4消防本部でございます。同型車に近い消防本部を参考に設計価格の積算を行いまして、入札に当たり心がけたところでございます。

なお、昨年6月5日の同組合臨時会におきまして可決いただきました西部ポンプの財産取得の質疑の中で、議員より予算書の記載方法の在り方について御指摘いただきました。今年度の当初予算の策定に当たりまして、予算編成時より担当課と協議いたしまして、消防車両の購入費の表示については、総額での記載に改めたところでございます。補足事項と合わせまして質疑答弁とさせていただきます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 分かりました。大分しっかりした予定価格をはじき出すべく大変な努力をいただきました。昨年来の予定価格設定に至る過程について、しっかり段階を踏んでいただいたこと、感謝申し上げたいと思います。

ところで、この1回目、2回目とも指名は同じ6者なのでございますが、1回目も2回目も辞退をしているところがあるようでございますけれども、これはやはり同じ6者以外にあとはないということから6者に指名したのでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

こちら、事前に参加辞退届を提出いただきました業者の辞退理由なのですが、都合による辞退とされておりました。それで結果的に、明確な、納入不能という理由ではなかったというところございまして、競争原理を幾らでも働かせたいという意味合いで、今般同じ6者にさせていただいたというところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） あと、せっかくいただいた入札結果についての1回目と2回目のやつを見ましても、予定価格が4,999万8,000円というような、これ同額なのですね。金額が2回目で4者とも大きく下げて入れております。先ほどの管理者の説明の中で、仕様の変更をしたというお話がございました。これは普通ですと、公告をしますと、入札をしようかというところから質問が上がってきて、ここについてはどういったものを期待しているのでしょうかという形の質問があつて、それに答える形で、言わば札入れに参加するというのが通常だと思うのですが、今回は仕様を変更したのですね。これはどういった変更だったのでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○消防本部警防課長（浅沼卓也君） お答えいたします。

まず、今回1回目の入札で不調となったことにつきましては、車両本体艤装におけます材料費、それから人件費等の市場価格の変化、それから今般のコロナ禍の影響によりまして、想定したものより高額となったことが主な理由として考えました。これについては、1回目の結果を基に、標準艤装費を安く見積もっていたことをこちらでも確認できたところでございます。

当初の車両整備について、艤装する資機材については、緊急消防援助隊の設備整備費補助金交付要綱に定められました附属品をベースに、これまで、災害経験に基づいて必要と思われる、例えば交通事故、水難事故、山岳事故対応の資機材を加えて設計し臨んだところでございましたけれども、1回目が不調となりましたことから、2回目に臨むに当たりまして、基本仕様に影響がない附属品等を減じて積算いたしました。

また、予定価格の基礎となります設計額については、本体シャシー等の調整も含めまして、再度積算いたしましたところ、ほぼ同額ということになったものでございます。

結果として、今回の車両整備については、議案関係書類に記載のとおり、消防車両として基本的な資機材であります管鎗とかホース、それから三連はしごのほか、緊急消防援助隊の消火隊の活動を意識しました特殊なチェーンソーやガス測定器をしっかりと装備して、幅広い災害対応のできる車両となっております。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、そういった附属品ですね、減じて積算ということですが、たまたま予定価格は同額になったということですね。

そうしますと、それを理解して、2回目の入札の際は、それぞれ業者の方々がその分を勘案して、こうした、今回、仮契約を結んでいる日本機械工業仙台営業所は、1回目の協議不成立となったのですが、5,620万円から4,950万円に下げた札入れをしていただいて、仮契約となったということなのですね。分かりました。大変すばらしい入札をやっていただきました。ありがとうございました。

終わります。

○議長（相澤孝弘君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和3年第2回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会

午後2時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年5月14日

議 長 相澤 孝弘

署 名 議 員 小沢 和悦

署 名 議 員 米木 正二